

登録研修機関登録申請 チェックリスト

○ 提出書類

種類	提出 要否	チェック	根拠法令
1 登録研修機関登録申請書（第13号様式）	必須		省令附則第10条第1項 県要綱第9条第1項
2 定款または寄附行為（原本証明） ※設置者が法人の場合	必須		省令附則第10条第2項第1号 県要綱第9条第1項第1号
3 登記事項証明書（原本証明） ※設置者が法人の場合	必須		省令附則第10条第2項第1号 県要綱第9条第1項第1号
4 住民票の写し ※設置者が個人の場合	必須		省令附則第10条第2項第2号 県要綱第9条第1項第2号
5 社会福祉士及び介護福祉士法附則第14条の規定に該当しない旨の誓約書（第13号様式の2）	必須		省令附則第10条第2項第3号 県要綱第9条第1項第3号
6 登録研修機関登録適合書類（第13号様式の3）	必須		省令附則第10条第2項第4号 県要綱第9条第1項第4号
7-① カリキュラム表 *人工呼吸器、半固形の実施を含む場合は、演習時間・実地研修の回数等について必要事項を記載すること。	必須		法附則第15条第1項第1号
7-② 講師履歴書（講師毎）	必須		法附則第15条第1項第2号
医師、看護師等免許証の写し	必須		省令附則第11条第1項・第2項第4号
喀痰吸引指導講習等の研修修了証	必須		
7-③ 講師一覧表	必須		省令附則第11条第2項第1号
7-④ 備品及び図書目録の一覧表	必須		省令附則第11条第2項第2号
備品及び図書目録の一覧表の現物（写真）	必須		省令附則第11条第2項第3号
7-⑤ 事業開始年度の収支予算書及び次年度の財政計画	必須		省令附則第11条第2項第3号
7-⑥ 研修の課程ごとに作成する修了者名簿様式 報告書様式	必須		省令附則第11条第2項第5号・第6号
7-⑦ 実地研修の一部を委託する場合は、当該研修機関に関する資料	必須		県要綱第9条第1項第6号
8 業務規程 （必須項目） 研修の受付方法、実施場所、実施時期、実施体制その他の実施方法に関する事項、安全管理体制、料金（受講料）、業務上知り得た秘密の保持、帳簿及び書類の保存に関する事項、開催目的、研修事業の名称、実施する研修課程、研修講師氏名一覧 実地研修実地先一覧（施設等であって事前登録が可能な場合に限る） 研修修了の認定方法、受講資格 （その他掲載項目） 使用する研修テキスト、補講の取扱い、遅刻・欠席等の取扱い 受講中の事故等についての対応、賠償保険加入の有無、受講の取り消し、解約条件及び返金の有無、研修責任者氏名・所属・役職、研修受講に関する苦情対応・連絡先 など	必須		法附則第12条第1項・第2項 省令附則第14条第1項第1号～第6号
9 「喀痰吸引等研修実施委員会」に関する資料	必須		国要綱別添1の1
10 研修実施計画書	必須		国要綱別添1の2(1)
11 筆記試験事務規程	必須		国要綱別添1の2(4)
12 医師の指示書様式（研修用）	必須		国要綱別添1の2(5)
13 実地研修実施機関承諾書様式	必須		国要綱別添1の2(5)
14 損害賠償保険に関する資料	必須		国要綱別添1の3
15 法人の概要がわかる資料（パンフレット等）	任意		
16 本書（登録研修機関登録申請チェックリスト）	任意		
17 返信用封筒（切手を貼ること）	必須		

※法：社会福祉士及び介護福祉士法
省令：社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令
国要綱：平成24年3月30日社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知
県要綱：沖縄県喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱